

新型コロナウイルス感染症に係る対応方針について

令和2年6月5日
新宮町新型コロナウイルス感染症対策本部

「緊急事態宣言」が解除されたものの、北九州市で感染者が急増している状況を踏まえ、国、県の対応方針を受け、本町の対応方針を見直し、以下のとおりとします。

【現段階の目標】

感染の再拡大の防止と社会経済レベルを段階的に引きあげる

1 感染の再拡大防止

① 新しい生活様式の定着

・ホームページや広報、チラシ、ポスター掲示などあらゆる場面を利用して、新しい生活様式の実践を呼びかける。

② 学校、幼稚園、保育所等における感染防止対策の徹底

・学校、幼稚園は、文部科学省のガイドラインや県立学校の対応を参考に引き続き感染防止対策を徹底する。また、児童生徒に感染者が確認されたときは、粕屋保健福祉事務所に相談のうえ、町の対策本部において、学校ごとに臨時休業の規模等を決定する。

・保育所等においては、県が示す「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（令和2年5月15日付け）の周知と実践を依頼する。

③ 町施設における感染防止対策の実施

・施設ごとに入り口に消毒薬を設置し、施設内の定期的な消毒を実施する。

・貸し出しについては、施設それぞれの状況や近隣施設の貸し出し状況などを勘案し、感染防止対策が実施できることを確認して行う。時期や内容についてはホームページ等で周知する。

・イベントは県が示す段階的緩和（別紙1）に従い、感染防止対策（別紙2）を徹底したうえで行う。

④ 施設、事業所の感染対策徹底

・業種ごとに策定されたガイドラインの実践の依頼。

・県が示す「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた各施設へのお願い（6月1日以降）」の周知と実践の依頼。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集と町民への情報提供
 - ・ 県と連携し、感染者の状況等の情報の収集を行う。
 - ・ 感染拡大防止に係る情報をホームページ、広報、防災行政無線等を活用し町民に周知する。
- ⑥ 相島における感染防止対策の実施
 - ・ 島内におけるマスクの着用など、感染防止対策の呼びかけを行う。
 - ・ 相島への渡航自粛要請は、相島区と協議しながら解除するが、観光客の積極的な誘客は当面しない。
 - ・ 診療所は通常どおり診療を行い、島外医療機関がかかりつけの人の処方や検査を受け入れ実施する。

2 経済的支援の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮する家庭等への支援の実施。
- ② 小規模事業者応援給付金等事業者に対する支援の実施。
- ③ プレミアム付き商品券等、地元経済の活性化支援の実施。

3 人権への配慮、社会課題への対応

- ① 新型コロナウイルス感染症への不安や偏見による、感染者やその家族、治療に当たる医療従事者等への誹謗中傷など人権の侵害がおこらないよう、啓発を行う。
- ② 対策が長期化する中で生ずる社会課題への対応
 - ・ 長期間にわたる外出自粛によるメンタルヘルスへの影響、配偶者への暴力や児童虐待への支援。
 - ・ 孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等への支援。
 - ・ 高齢者や障がい者への介護等サービスの確保。

4 その他

- ① 役場業務の継続
 - ・ 万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるよう対策を講じる。
- ② 災害時の感染防止対策について準備を整える